

令和6年能登半島地震にかかる
災害救助法の適用について【第1報】

1. 災害の概要

令和6年能登半島地震により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じていることから、富山県、石川県及び福井県は22市10町1村に災害救助法の適用を決定した。

	自治体名	市	町	村	計
1	富山県	9	3	1	13
2	石川県	10	7	0	17
3	福井県	3	0	0	3
3県合計		22	10	1	33

本件問合せ先
内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（被災者生活再建担当）付
阿部、安東、吉末、佐藤、高橋
TEL 03-5253-2111（内線51276）

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
<p>【富山県】 富山市 (とやまし) 高岡市 (たかおかし) 氷見市 (ひみし) 滑川市 (なめりかわし) 黒部市 (くろべし) 砺波市 (となみし) 小矢部市 (おやべし) 南砺市 (なんとし) 射水市 (いみずし) 中新川郡舟橋村 (なかにいかわぐんふなはしむら) 中新川郡上市町 (なかにいかわぐんかみいちまち) 中新川郡立山町 (なかにいかわぐんたてやままち) 下新川郡朝日町 (しもにいかわぐんあさひまち)</p> <p>【石川県】 金沢市 (かなざわし) 七尾市 (ななおし) 小松市 (こまつし) 輪島市 (わじまし) 珠洲市 (すずし) 加賀市 (かがし) 羽咋市 (はくいし)</p>	<p>1月1日</p>	<p>令和6年能登半島地震により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。</p>	<p>災害救助法施行令第1条第1項第4号適用</p>

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
かほく市 (かほくし) 白山市 (はくさんし) 能美市 (のみし) 河北郡津幡町 (かほくぐんつばたまち) 河北郡内灘町 (かほくぐんうちなだまち) 羽咋郡志賀町 (はくいぐんしかまち) 羽咋郡宝達志水町 (はくいぐんほうだつしみずちよう) 鹿島郡中能登町 (かしまぐんなかのとまち) 鳳珠郡穴水町 (ほうずぐんあなみずまち) 鳳珠郡能登町 (ほうずぐんのとちよう) 【福井県】 福井市 (ふくいし) あわら市 (あわらし) 坂井市 (さかいし)	1月1日	令和6年能登半島地震により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。	災害救助法施行令第1条第1項第4号適用

2. これまでにとられた措置

- ・避難所の設置 等